

伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱

令和元年 10 月 10 日議長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊勢市議会基本条例（平成 29 年伊勢市条例第 32 号）第 6 条の規定に基づく政策立案及び政策提言の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「政策立案」とは、市政における課題の解決を図るため、議会自らが政策を構想し、その実現のために必要な条例を提案し、又は決議等を行うことをいう。

2 この要綱において「政策提言」とは、市政における課題の解決を図るため、必要な施策を、議会全体の政策として市長等に提案することをいう。

(政策課題の選定)

第 3 条 市政における政策課題は、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 109 条に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）において、委員会の委員からの提案並びに議会報告会、意見交換会等の広聴活動及び請願、陳情、要望等から選定する。

(政策提案の素案の作成)

第 4 条 委員会は、他市での実態調査及び市民、関係者からの意見聴取等十分な調査、検討を行い、政策立案及び政策提言の素案を作成するものとする。

(政策提案の確立)

第 5 条 前項の政策立案及び政策提言の素案は、全員協議会で協議することとし、パブリックコメント及び公聴会等を実施のうえ、市民の意見を尊重しつつ議会の議決をもって決定するものとする。

2 前項の規定により決定された政策立案及び政策提言は、遅滞なく、条例制定等必要な手続き及び市長等への提言を行うものとする。

(検証及び評価)

第6条 委員会は、政策立案及び政策提言の実効性、成果を確認するため、検証及び評価を行い、その結果を議会に報告するものとする。

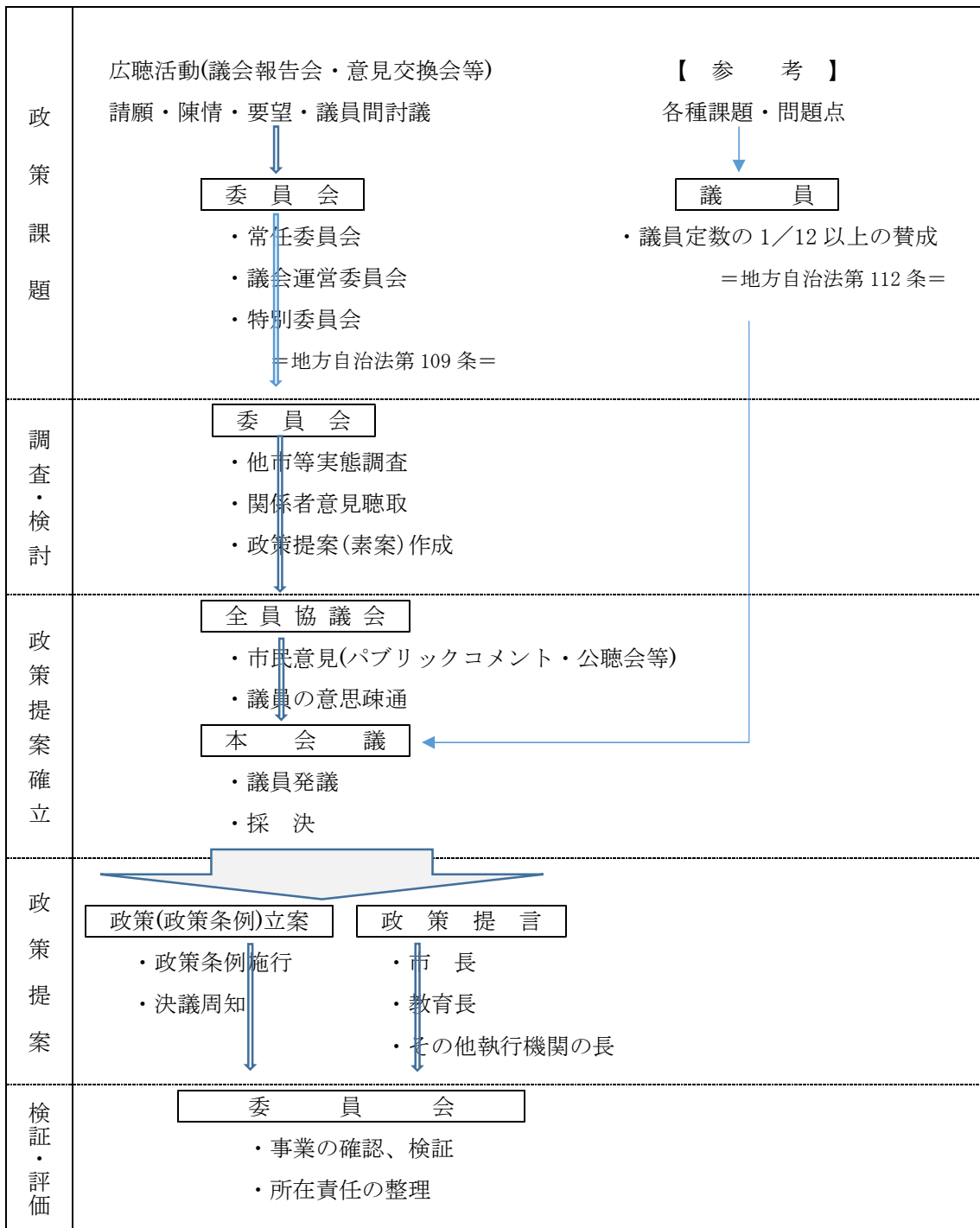
(補則)

第7条 この要綱に定めのない事項については、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

伊勢市議会 政策立案・政策提言フロー



注 : 議員は、地方自治法第112条の規定に基づき、議員定数の1/12以上の賛成をもって議会に議案を提出することができる。